

1 沿革

佐賀市は平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。さらに平成 19 年 10 月 1 日には川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、人口 236,372 人（平成 27 年国勢調査）、面積 431.84 平方キロメートルとなりました。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

旧佐賀市

明治22年4月1日	市制施行
大正11年10月1日	神野村を編入
昭和29年3月31日	隣接5村を編入（西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村）
昭和29年10月1日	隣接5村を編入（北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村）
昭和30年4月1日	蓮池町の一部を編入

旧諸富町

明治22年4月1日	町村制施行により東川副村、新北村となる。
昭和30年3月1日	東川副村と新北村の2村が対等合併し、諸富町となる。

旧大和町

明治22年4月1日	町村制施行により、春日村、川上村、松梅村となる。
昭和30年4月16日	春日村、川上村、松梅村の3村合併にて大和村となる。
昭和33年6月1日	富士村大字八反原を編入
昭和34年1月1日	町制施行により大和町となる。
平成8年4月1日	松瀬地区の一部と梅野地区の一部を境界変更により富士町に分割

旧富士町

明治22年4月1日	町村制施行により佐賀郡小関村、小城郡南山村、小城郡北山村となる。
昭和31年9月30日	小関村、南山村、北山村が合併により富士村となる。
昭和33年6月1日	八反原を境界変更により大和村に分割
昭和41年10月1日	町制施行により富士町となる。
平成8年4月1日	境界変更により大和町松瀬地区と大和町梅野地区を編入

旧三瀬村

明治22年4月1日	町村制施行により三瀬村となる。
-----------	-----------------

平成17年10月1日 佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村が新設合併し、佐賀市となる。

旧川副町

明治22年 4月 1日	町村制施行により佐賀郡南川副村、中川副村、大詫間村、西川副村となる。
昭和28年 4月 1日	町制施行により南川副町となる。
昭和30年 4月 1日	南川副町、中川副村、大詫間村が合併により川副町となる。
昭和31年 9月 30日	西川副村を編入

旧東与賀町

明治22年 4月 1日	町村制施行により下古賀村、田中村、飯盛村が合併し東与賀村となる。
昭和41年10月 1日	町制施行により東与賀町となる。

旧久保田町

明治22年 4月 1日	市町村制施行により久保田村、徳万村、新田村、久富村が合併し久保田村となる。
昭和42年 4月 1日	町制施行により久保田町となる。

平成19年10月 1日 川副町、東与賀町、久保田町が佐賀市に編入合併をする。

今後も市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが』の実現をめざしてまいります。

2 自然

佐賀平野は亜熱帯のクスノキが多く、またアコウやサザンカの自生北限地帯となっています。これは佐賀市の位置が日本列島の南部に近く、表日本式気候の影響を受けているからです。気候は温暖で、令和元年の年平均気温は摂氏 17.7 度、年間雨量は 2078.5 ミリです。

3 位置と広ぼう

位 置	佐賀市栄町 1 番 1 号 (佐賀市役所) 東経 130° 18' 03" 北緯 33° 15' 48"
面 積	431.84 km ²
標 高	3.7m
海岸線	29.9km
距 離	東西 22.32 km 南北 37.83 km
経 度	極東 130° 22' (諸富町) 極西 130° 08' (富士町)
緯 度	極南 33° 08' (川副町) 極北 33° 28' (富士町)

4 人口と世帯

(1) 世帯数、人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）及び人口動態（平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの合計）

世帯数 (世帯)	人口（人）			自然動態（人）		社会動態（人）			
	計	男	女	出生	死亡	転入		転出	
						県内	県外	県内	県外
93,306	236,372	111,453	124,919	1,807	2,607	2,644	5,904	2,250	6,326

※ 世帯数、人口は、総務省統計局「国勢調査」、人口動態は、佐賀県統計分析課「佐賀県人口移動調査」による。

(2) 産業別人口（国勢調査）

	平成 22 年		平成 27 年		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	対前回比 (%)
総数	112,380	100.0	115,222	100.0	102.5
第 1 次産業	7,542	6.7	6,668	5.8	88.4
農業	5,753	5.1	5,180	4.5	90.0
林業	137	0.1	103	0.1	75.2
漁業	1,652	1.5	1,385	1.2	83.8
第 2 次産業	20,729	18.4	21,156	18.4	102.1
鉱業	6	0.0	20	0.0	333.3
建設業	8,420	7.5	8,279	7.2	98.3
製造業	12,303	10.9	12,857	11.2	104.5
第 3 次産業	79,825	71.1	81,520	70.8	102.1
卸小売業・飲食店	25,960	23.1	24,483	21.2	94.3
金融・保険・不動産業	4,897	4.4	5,070	4.4	103.5
運輸・通信業	5,966	5.3	5,968	5.2	100.0
電気・ガス・水道業	687	0.6	665	0.6	96.8
サービス業	36,918	32.9	39,679	34.4	107.5
公務	5,397	4.8	5,655	4.9	104.8
分類不能の産業	4,284	3.8	5,878	5.1	137.2

(3) 人口集中地区 (D. I. D : DENSELY INHABITED DISTRICT)

人口集中地区とは、国勢調査区を単位地域として、人口密度の高い国勢調査区（人口密度 1k㎡当たり 4千人以上）が隣接して、人口 5千人以上を有する地域をいう。

人口集中地区（佐賀市）

10月1日現在

年次	面積 (k㎡)			人口 (人)			人口密度 (人/k㎡)	
	行政区域	人口集中地区	比率 (%)	行政区域	人口集中地区	比率 (%)	行政区域	人口集中地区
平 22	431.42	27.03	6.3	237,506	138,858	58.5	551	5,137
平 27	431.84	27.45	6.4	236,372	139,012	58.8	547	5,064

5 市町村合併（平成の大合併）

(1) 1市3町1村合併（平成 17 年 10 月 1 日）

主な協議結果

- ① 合併の方式（期日） 新設合併（平成 17 年 10 月 1 日）
- ② 市の名称 「佐賀市」
- ③ 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町 1 番 1 号）
- ④ 事務組織及び機構の取り扱い
 - ア 役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね 10 年後に再度議論する。
 - イ 3 町 1 村の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。
- ⑤ 議員の定数及び任期の取り扱い
 - ア 議会議員の定数
議員定数 38 人で設置選挙（合併の日から 50 日以内）
- ⑥ 地域審議会及び地域自治組織の取り扱い
 - ア 地域審議会を 3 町 1 村の区域にそれぞれ設置する。
 - イ 設置期間は平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(2) 1市3町合併（平成 19 年 10 月 1 日）

主な協議結果

- ① 合併の方式（期日） 編入合併（平成 19 年 10 月 1 日）
- ② 市の名称 「佐賀市」
- ③ 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町 1 番 1 号）
- ④ 事務組織及び機構の取り扱い
 - ア 役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね 8 年後に再度議論する。
 - イ 3 町の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。

⑤ 議員の定数及び任期の取り扱い

ア 議会議員の定数

定数特例により、議会の議員の定数は、佐賀市議会議員の残任期間（平成 21 年 10 月 22 日）に限り、6 人増員して 44 人とする。

イ 増員選挙の選挙区

川副町の区域に定数 3 人、東与賀町の区域に定数 1 人、久保田町の区域に定数 2 人の選挙区を設ける。（告示日平成 19 年 10 月 21 日、投票日平成 19 年 10 月 28 日）

ウ 合併後最初の一般選挙

平成 21 年 10 月に行われる一般選挙の議員の定数は、38 人とする。

⑥ 地域審議会及び地域自治組織の取り扱い

ア 地域審議会を 3 町の区域にそれぞれ設置する。

イ 設置期間は平成 19 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。